

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年 7月31日								
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上本能寺前町488番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 教育長 在田 正秀 電話 075-222-3767								
主たる業種	教育, 学習支援全般					細分類番号	8	1	2	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで									
基本方針	平成23年～25年度平均を基準に、平成26年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。									
計画を推進するための体制	京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、京都市立学校・幼稚園及び教育関係施設の特徴を踏まえた実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	27,765.1 トン	26,281.8 トン			-5.3	パーセント			
	評価の対象となる排出の量	29,082.7 トン	26,281.8 トン			-9.6	パーセント			
実績に対する自己評価		京都市総体で取り組む省エネに係る取組が着実な成果を挙げている。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率			
	事業所, 学校	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/1000)	16.96	15.73			-7.25	パーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント		
実績に対する自己評価		京都市総体で取り組む省エネに係る取組が着実な成果を挙げている。								
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考				
		111.0	111.0							
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮をい一つ、可能な範囲で省エネ対策を実施した。								
	(27)年度									
	(28)年度									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、市教委職員については市長部局と同様のエコ通勤の取組を実施。また、学校園に勤務する教職員についても学校園に即した基準を策定し、平成22年4月から本格実施。								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	エコ通勤の取組実施に伴い、多くの市教委職員及び教職員からの協力が得られた。								
森林の保全及び整備, 再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	教育委員会事務局においては、京都市役所オフィス系関連庁舎環境マネジメントシステム等に基づき、裏面利用可能なコピー用紙の使用や昼休み・定時後の部分消灯、レジ袋の持ち込み禁止、マイバックの持参等の取組を推進している。また、学校園においては、最大需要電力値を抑制するための電力監視測定装置を使った省エネ、省資源に資する取組の実践を推進している。									
特記事項	代表者は生田義久から在田正秀に変更									

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。